

総務企画部
物流施設対策官

1 倉庫業の現況

(1) 事業者数及び所管面（容）積

(ア) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第1表のとおりで、513社（前年度末比1.5%増）である。

第1表 倉庫事業者数（令和6年度末）

普通倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	28	31	59
非発券	285	118	403
計	313	149	462

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	10	15	25
非発券	46	20	66
計	56	35	91

※1 主たる営業所が管内にある発券事業者28社のうち1社、非発券事業者285社のうち4社は、管内に倉庫を有しない。

※2 普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は40社である。

(イ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第2表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の44.1%、危険品倉庫（タンク）の72.6%、野積倉庫の70.1%、貯蔵槽倉庫の90.8%、冷蔵倉庫の67.9%が立地している。

第2表 倉庫所管面（容）積の推移

(各年度末現在)									
区分	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比 (%)	
	種類別								
管内	普通倉庫	一類倉庫 (㎡)		3,740,306	4,216,686	4,375,760	4,801,845	4,980,132	103.7
		うち 認定トラックルーム (㎡)	80,829	119,256	117,612	120,418	112,908	93.8	
		二類倉庫 (㎡)		3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0
		三類倉庫 (㎡)		64,547	70,407	70,407	71,812	71,812	100.0
		小計 (㎡)		3,808,019	4,290,259	4,449,333	4,876,823	5,055,110	103.7
		危険品 倉庫	タンク (㎡)	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
			その他 (㎡)	60,809	63,415	65,864	68,475	72,012	105.2
		野積倉庫 (㎡)		469,808	480,249	511,881	514,419	519,278	100.9
		貯蔵槽倉庫 (㎡)		769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0
		冷蔵倉庫 (㎡)		2,811,941	2,805,799	2,936,501	3,011,418	3,117,665	103.5
神戸市内	普通倉庫	一類倉庫 (㎡)		2,091,467	2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	100.1
		うち 認定トラックルーム (㎡)	58,012	96,439	95,739	100,832	93,322	92.6	
		二類倉庫 (㎡)		0	0	0	0	0	0.0
		三類倉庫 (㎡)		0	0	0	0	0	0.0
		小計 (㎡)		2,091,467	2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	100.1
		危険品 倉庫	タンク (㎡)	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
			その他 (㎡)	22,763	23,129	24,126	24,013	25,580	106.5
		野積倉庫 (㎡)		347,942	355,683	363,557	364,085	364,244	100.0
		貯蔵槽倉庫 (㎡)		699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0
		冷蔵倉庫 (㎡)		1,830,497	1,844,608	1,944,474	2,019,412	2,117,320	104.8

*神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

(2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第3表、冷蔵倉庫は第4表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第1図のとおりである。

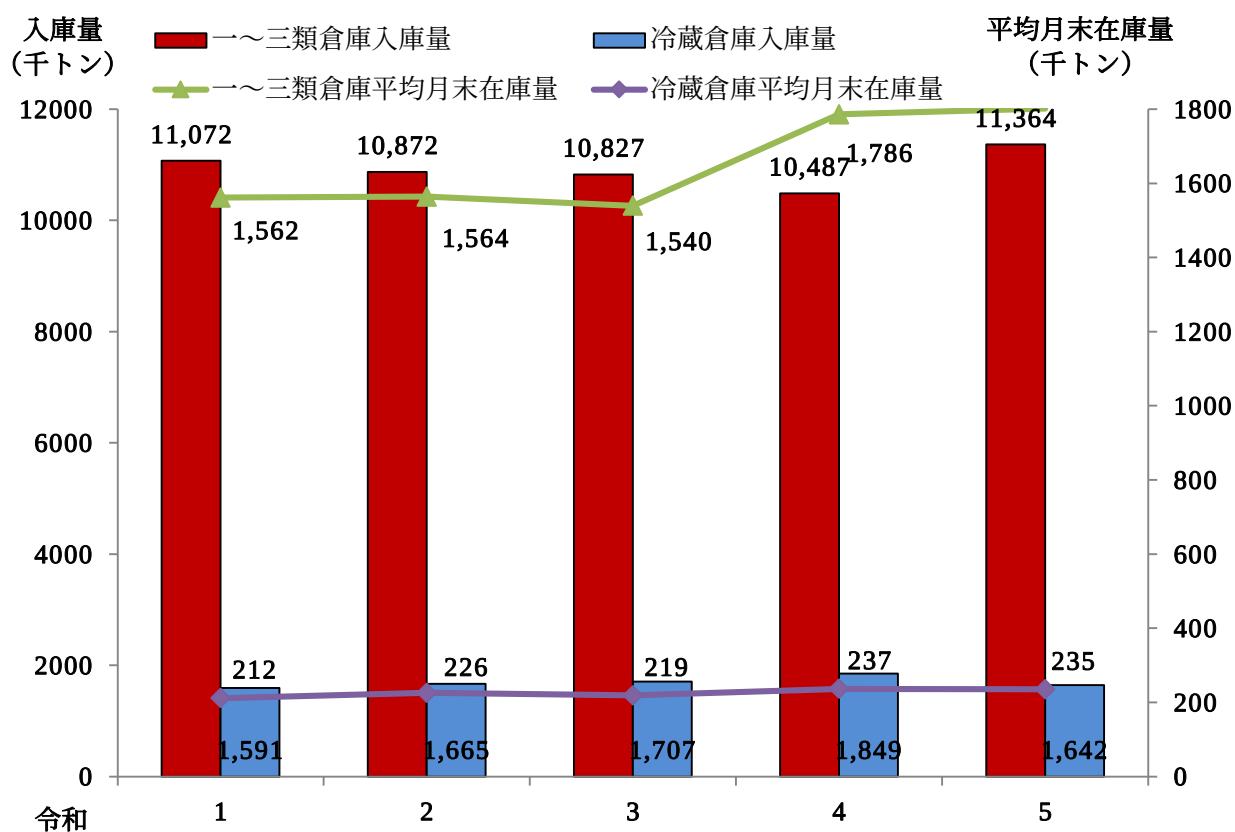
第3表 管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和5年度）

種類別 品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)
農水産品	608	243	0	0	0	0	1,573	257	2,181	500
金属	636	100	0	0	531	50	0	0	1,167	151
金属製品・機械	896	118	3	0	546	13	0	0	1,445	131
窯業品	89	15	0	0	0	0	0	0	89	15
化学工業品	2,491	355	651	85	1	0	46	7	3,189	448
紙・パルプ	648	69	0	0	0	0	0	0	648	69
繊維工業品	148	35	0	0	0	0	0	0	148	35
食料工業品	2,916	329	0	0	0	0	0	0	2,916	329
雑工業品	2,061	254	10	1	1	0	0	0	2,072	255
雑品	872	284	6	1	55	21	12	1	944	307
令和5年度計	11,364	1,802	670	88	1,132	84	1,631	266	14,798	2,240
対前年度比(%)	108.4	100.9	77.8	84.1	78.9	67.7	96.6	98.5	102.2	98.0
令和4年度計	10,487	1,786	862	104	1,435	125	1,689	270	14,473	2,285

第4表 管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和5年度）

項 目	入庫量 (千トン)	平均月末在庫量 (千トン)
生鮮水産物	0	0
冷凍水産物	104	29
塩干水産物	21	6
水産加工品	32	8
畜産物	150	27
畜産加工品	185	33
農産物	233	40
農産加工品	40	8
冷凍食品	729	66
その他	147	16
令和5年度計	1,642	235
対前年度比(%)	88.8	99.0
令和4年度計	1,849	237

第1図 管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。

令和6年度は、倉庫における火災予防や神戸市の高潮・津波対策をテーマに、7月4日に開催した。

2 物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「物資の流通の効率化に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

令和6年度は、管内において、11件（全国131件：令和7年3月末現在）の総合効率化計画の認定を行った。なお、近年の法改正の状況は次のとおりである。

- ・ 令和4年4月制度改正

倉庫内における作業の効率化を図るため、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器（例：無人搬送車等）の導入を追加。

- ・ 令和6年4月法改正

トラックドライバーの働き方改革に関する法律が適用される一方、物流の停滞が懸念される2024年問題に対応するため、「物流革新に向けた政策パッケージ（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件にトラックドライバーの負担軽減に資する機能強化のための任意要件（例：人工知能画像解析機器）を追加。

(2) 物資の流通の効率化に関する法律の改正について

- ・ 令和7年4月 一部を除き施行

法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に変更し、新たに規制的措施を導入した。

荷主・物流事業者に対する規制

－全ての荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

－上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

－上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施。（令和8年4月施行）

－さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。（令和8年4月施行）

【参考】貨物自動車運送事業法においても併せて規制を見直し

トラック事業者の取引に対する規制

－荷主、トラック事業者、利用運送事業者に対する運送契約締結時等の書面交付の義務付け等。

軽トラック事業者に対する規制

－安全性確保のため、管理者選任や講習受講、国土交通大臣への事故報告の義務付け等。

(3) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等の関係者で構成される協議会に対して物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

令和6年度は、「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について応募のあった1件（全国41件）に対して交付決定がされた。

(4) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。

令和6年度は、9月18日に「大阪合同庁舎及び吹田貨物ターミナル」において鉄道版を開催した。

(5) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者指定され、毎年省エネ措置にかかる中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。

管内では、特定輸送事業者として内航海運事業者が4社指定されており、令和6年度においても、当該4社から中長期計画及び定期報告書の提出を受けた。

(6) トラック・物流荷主特別対策室（通称：トラック・物流Gメン）

国土交通省は、物流の「2024年問題」を受けて、令和5年7月に『トラックGメン』を発足した。さらに、持続可能な物流のためには、荷待ち・荷役等時間の削減に加えて、倉庫業者と荷主との間の取引を含めたサプライチェーン全体の取引適正化が必要不可欠であることから、令和6年11月に『トラック・物流Gメン』に改組し、倉庫業者からの情報収集を行っている。

令和6年度は、神戸運輸監理部からは3名が併任発令（兵庫陸運部2名含む）され、倉庫関連では、2件のヒアリングを行った。

(7) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、公共交通の利用促進と、環境に配慮した自発的な行動を促すことを目的に、「交通環境教室」を実施

している。

令和6年度は、管内の中学生を対象に1回実施した。

3 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成23年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和6年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った（協議会：令和7年1月16日書面開催）。

令和6年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設37カ所（25事業者）、トラック事業者施設8カ所（4事業者）の計45カ所（28事業者（うち1事業者は倉庫・トラック兼業））がリストアップされている。

4 バリアフリーの推進

(1) バリアフリー教室の開催

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和6年度は、第5表のとおり実施した。

第5表 バリアフリー教室開催実績（令和6年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	5月20日、6月3日	1年生56名
姫路市立坊勢中学校	10月1日	1年生26名
しあわせの村	10月6日	イベント来場者約200名

(2) 関係機関との連携

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国

土交通本省において平成31年2月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、令和元年6月に近畿分科会が設置された。令和6年度は、7月12日に同分科会を開催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「国土交通省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和3年3月26日に設置された。

これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和3年4月22日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置された。

令和6年度、推進本部会議は開催されなかった。